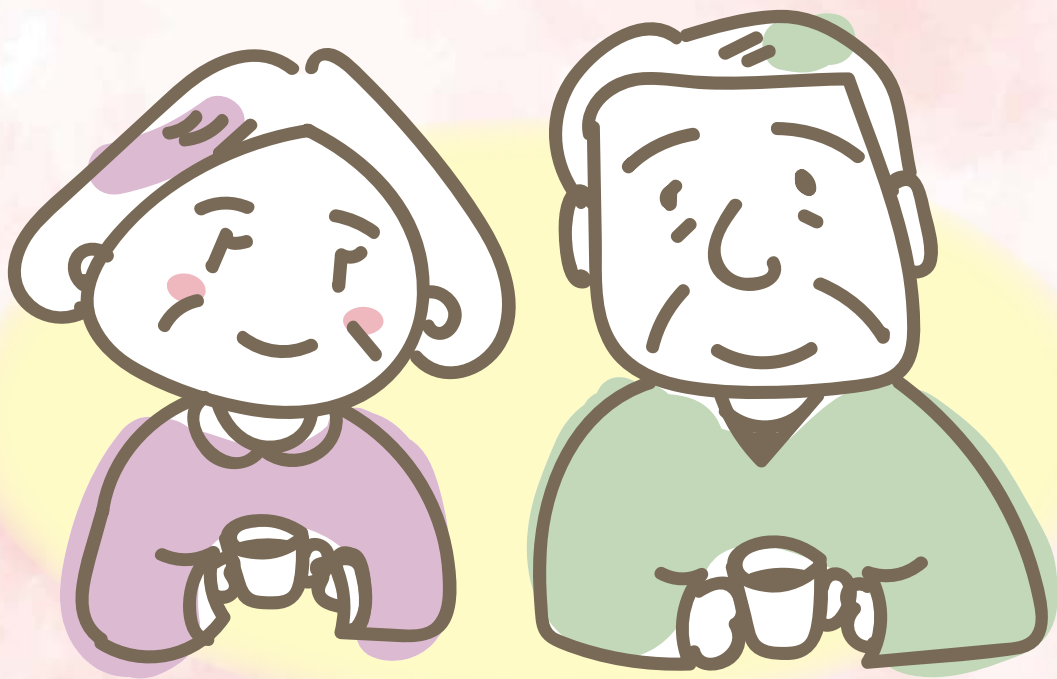


むつ市

# 高齢者虐待対応の 手引き



令和6年10月

むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会

# はじめに

年齢に関わらず、誰もがひとりの人間として認められ、守るべき人権を持っています。高齢になっても、介護が必要な状態になっても、高齢者が安心して自分らしく暮らし続けられるべきですが、高齢者の人権を脅かす高齢者虐待の件数は増加傾向にあります。

このような中、平成18年4月、高齢者の権利を擁護し、安心した生活を守るために「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

むつ市においては、平成20年に、保健医療福祉関係者、法律関係者、民生委員等で構成する「むつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会」を立ち上げ、市内で発生する高齢者虐待の対応について協議を行っておりました。そして、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成25年度からは、当委員会を「むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会」に改め、高齢者虐待に加え、障害者虐待についても協議を行っております。

この「むつ市高齢者虐待対応の手引き」は平成21年8月に作成され、平成29年10月に大幅な改訂を行いました。

本手引きは、高齢者虐待の早期発見、そして、適切な援助を行うための基本的な知識や情報に関係者が共通に理解し、協力し合って支援が行われることを目的にしています。

高齢者にかかわる方々、また、虐待防止にかかわる方々への、活動の指針としてご活用いただければ幸いです。

そして、今必要とされていることは、起きてから対応することではなく、虐待が発生しない地域づくりという「虐待予防」の視点です。高齢者虐待を防ぐことができる地域づくりのため、関係者の方々のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

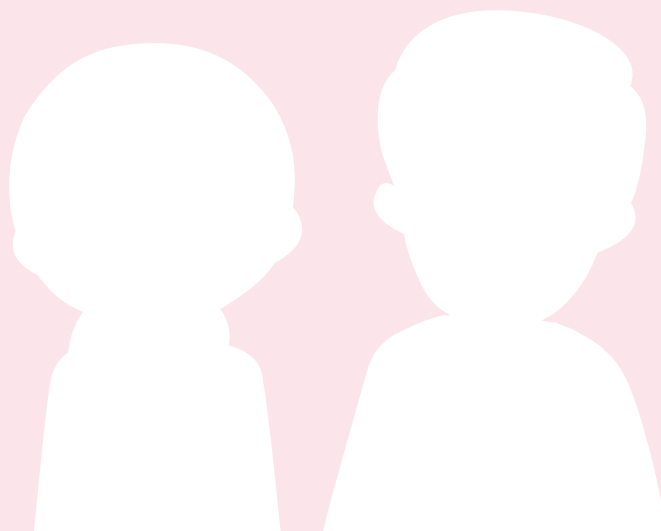


令和6年10月

むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会

# 目次

1. 高齢者虐待の定義	1
2. 虐待発見のチェックリスト	6
3. 虐待相談窓口	10
4. 養護者による高齢者虐待対応の流れ	12
5. 対応のポイント	14
6. 高齢者の権利をまもるために利用できる制度	24
7. 養介護施設従事者等による高齢者虐待	26
8. むつ市の高齢者虐待に対する取り組み	34
9. 高齢者に関する相談窓口	35
10. 参考資料	37





# 1

## 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「法」）では、「高齢者」とは、**65歳以上の者**と定義されています（法第2条1項）。

また、高齢者虐待は、以下のように大きく2つに分けられます。

### ① 養護者による高齢者虐待（法第2条4項）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

### ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条5項）

養介護施設従事者等とは、老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務に 従事する職員
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス事業</li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>	

※ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、26ページで解説しています。

## 高齢者虐待の種類

法では、虐待の種類を、「身体的虐待」、「介護、世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5種類を定義しています。

種類	虐待行為
身体的虐待	<p>【法条文】 「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」 (法第2条第4項第1号イ)</p> <p>【内容】 暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる。</li> <li>・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる。 等</li> </ul>
介護、世話の放棄・放任	<p>【法条文】 「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること」(法第2条第4項第1号ロ)</p> <p>【内容】 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。</li> <li>・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 等</li> </ul>

種類	虐待行為
<p>心理的虐待</p>	<p>【法条文】  「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（法第2条第4項第1号ハ）</p> <p>【内容】  脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗等を嘲笑する等により、高齢者に恥をかかせる。</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮辱を込めて子供のように扱う。</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 等</li> </ul>
<p>性的虐待</p>	<p>【法条文】  「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」（法第2条第4項第1号ニ）</p> <p>【内容】  本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。 等</li> </ul>
<p>経済的虐待</p>	<p>【法条文】  「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」（法第2条第4項第2号）</p> <p>【内容】  本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等</li> </ul>

## 法の取り扱いに準じた対応

法では、高齢者虐待について、前述のように定義していますが、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）では、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判断しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれていたりするような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要がある」と記載されています。

法の取り扱いに準じた対応の具体例としては、以下が挙げられます。

### 「養護する・される」の関係性が明らかではない場合

この法の対象は、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護する・される関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、法の取り扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することとなります。DV防止法では、年齢に関係なく高齢者も対象とされており、事案に応じて高齢者の権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議することが大切です。

なお、相談・通報の受理段階では、虐待者が「現に養護する者」であるかどうか判断が難しいケースもあることから、まずは養護者による高齢者虐待事案として事実確認等を行ったうえで、必要に応じてDV防止法の所管課や関係機関へつなぐ等の対応を行います。

## 「セルフネグレクト」の視点

一人暮らしなどの高齢者の中には、生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができない等のため、本人の人権が侵害されている事例があります。これは「セルフネグレクト（自己放任）」と呼ばれています。

セルフネグレクトの定義は、在宅で「高齢者が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」（津村智恵子「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援」より）とされます。

これは、認知症等の疾患から適切な判断力が欠けていたり、様々な事情で生活意欲が低下しているために自己放任のような状態になっている場合（無意図的）と、判断力や認知力が低下していないが本人の自由意思によって自己放任のような状況になっている場合（意図的）を含みます。

このセルフネグレクトは、現在のところ法的定義はありませんが、何らかの対応を図っていくことが必要となっています。支援者がこのセルフネグレクトの視点を持つことが大切です。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などがあげられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。具体的な例は、次項の「虐待発見のチェックリスト」をご参照ください。

いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、高齢者本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要となる場合もあります。



# 2

## 虐待発見のチェックリスト

### 早期発見のポイント

日頃から高齢者や家族の発するサインを見逃さないようにすることが、早期発見のポイントとなります。ここでは、高齢者虐待が疑われるサインを「高齢者からのサイン」「養護者からのサイン」「地域からのサイン」「自己放任（セルフネグレクト）のサイン」に分け、例として次のとおり紹介します。

ただし、これらのサインはあくまでも目安であり、複数の項目が該当するからといって即座に虐待として対応するのではなく、慎重にあたるべきです。特に、本人からの訴えによるものについては、慎重に扱う必要があります。

### 高齢者虐待の早期発見チェックリスト

虐待を疑われる「サイン」として以下のものがあります。複数のものに当てはまると虐待の度合いはより濃くなってきます。これらはあくまでも事例ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識してください。

#### 高齢者からのサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
身体的虐待のサイン	説明のつかない転倒や傷が頻繁にみられる		
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れがみられる		
	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある		
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある		
	急におびえたり、恐ろしがったりする		
	「怖いから家にいたくない」「施設に入りたい」等の訴えがある		
	傷やあざの説明のつじつまが合わない		
	主治医や福祉担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する		
	主治医や福祉担当者に話す内容が変化しつじつまが合わない		

高齢者からのサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
世話の放棄、拒否、怠慢 (ネグレクト)のサイン	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている		
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している		
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる		
	かなりの褥瘡ができています		
	身体からかなりの異臭がするようになってきている		
	適度な食事が準備されていない		
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている		
	栄養失調の状態にある		
	疾患の症状が明白にも関わらず、医師の診断を受けていない		
心理的虐待のサイン	かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる		
	不眠や不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える		
	おびえた表情や身体を委縮させる		
	わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる		
	食欲の変化が激しく、摂食障害がみられる		
	自傷行為がみられる		
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる		
	体重が不自然に増えたり、減ったりする		
性的虐待のサイン	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる		
	肛門や性器からの出血や傷がみられる		
	生殖器の痛み、かゆみを訴える		
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える		
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる		

## 高齢者からのサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
経済的虐待のサイン	年金や財産収入があることは明白なのにも関わらずお金がないと訴える		
	経済的に困っていないのに、サービスを利用したがない		
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができなくなる		
	「お金がなくなった」「お金を渡されていない」等の発言がある		
	資産の保有状況と衣食住の生活状況に落差がある		

## 養護者からのサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
養護者の態度に みられるサイン	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる		
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする		
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる		
	他人の助言を受け入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる		
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、病院の受診や入院の勧めを拒否する		
	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない		
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる		

## 地域からのサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
地域からのサイン	自宅から怒鳴り声、悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる		
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相がある		
	郵便受けや玄関先等が1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり電気メーターがまわっていない		
	気候や天気が悪くても高齢者が外にいる姿がしばしばみられる		
	家族と同居している高齢者が、一人分のお弁当を頻繁に買っている		
	近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる		
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる		

自己放任（セルフネグレクト）のサイン

	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつから等)
(セルフネグレクト)のサイン 自己放任	電気、ガス、水道が止められたり、家賃等の支払いを滞納している		
	薬や届けたものが放置されている		
	物事や自分の周囲に関して極度の無関心になる		
	昼間でも雨戸が閉まっている		
	何を聞いても「いいよいいよ」等と言って遠慮する		
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、虫が湧いている状態である		

**Q：同居はしているが養護はしていない家族による虐待のとりえ方は**

A：養護者でない同居人の虐待そのものは、「養護者による高齢者虐待」とは言えません（第2条第4項）。しかし、養護者が、養護者以外の同居人による虐待を止めることなく放置した場合、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たる、と規定しています（第4項第1号ロ）。

**Q：同居していない親族や知人による経済的虐待への対応は**

A：高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています（第2条第4項第2号）。従って、同居の有無にかかわらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居していない知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。これに対し、養護者とは評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないことになります。この場合、第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対応することになりますが、経済的虐待から高齢者を守るため、成年後見制度の申立てが必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

# 3

## 虐待相談窓口

### 通報義務

#### ■国民の義務

高齢者虐待（の疑い）を発見した方は、誰でも市へ通報する義務があります（法第7条）。なお、その際、秘密漏洩罪、その他守秘義務に関する規定は、通報することの妨げとはなりません。また、通報してくださった方の秘密も法律により守られています（法第8条）。

#### ■福祉・保健・医療等関係者の義務

福祉・保健・医療関係者は、直接、高齢者の生活に関わることも多いために、高齢者虐待を発見しやすい立場にもあります。そのような立場を自覚しながら、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないことが定められています（法第5条）。

### 養護者による高齢者虐待の相談窓口

高齢者虐待は早い時期に相談することで、サービス利用につなげたり、介護者のストレスを軽減したりして、その深刻化を防ぐことができます。

「養護者による高齢者虐待」についての相談窓口は、地域包括支援センターとなっています。委託型地域包括支援センターと市直営地域包括支援センターは連携を取り、対応にあたっています。

名称	住所	電話番号	対応時間
むつ市地域包括支援センター	むつ市中央一丁目8番1号	22-1111	平日8:30~17:15 ※上記以外の緊急連絡は、市に連絡⇒緊急連絡網で担当課へつながる
むつ市地域包括支援センターみちのく (担当地域：むつ市西部、大湊地区、川内地区、脇野沢地区)	むつ市金谷二丁目20番2号	23-7930	月~土8:30~17:30 ※日・祝日休み。上記以外の緊急連絡は、転送電話にて対応
むつ市地域包括支援センター桜木 (担当地域：むつ市東部、大畑地区)	むつ市小川町一丁目13番60号	23-3560	

その他身近な相談窓口として、市役所各分庁舎、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所があり、状況次第では、保健所、警察等への相談も考えられます（詳細はP24をご覧ください）。

## 個人情報保護

### ■通報者のプライバシー保護

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（法第8条）。

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、同様の義務が課されています（法17条）。

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者の情報は、個人のプライバシーに関わる極めて重要な情報です。事実の確認にあたっては、それが虚偽や過失によるものではないか留意しつつ、通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

### ■通報者への報告

通報者には、守秘義務の許す範囲で対応方針について報告することが望ましいと考えられます。しかし、通報等に係る個人情報の保護や守秘義務について、十分な理解と協力が得られないおそれがある場合には、通報者への報告は慎重にする必要があります。

### ■個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を第三者に提供してはならないことが義務付けられています（第23条）が、その例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されています。

高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合もあると考えられます。

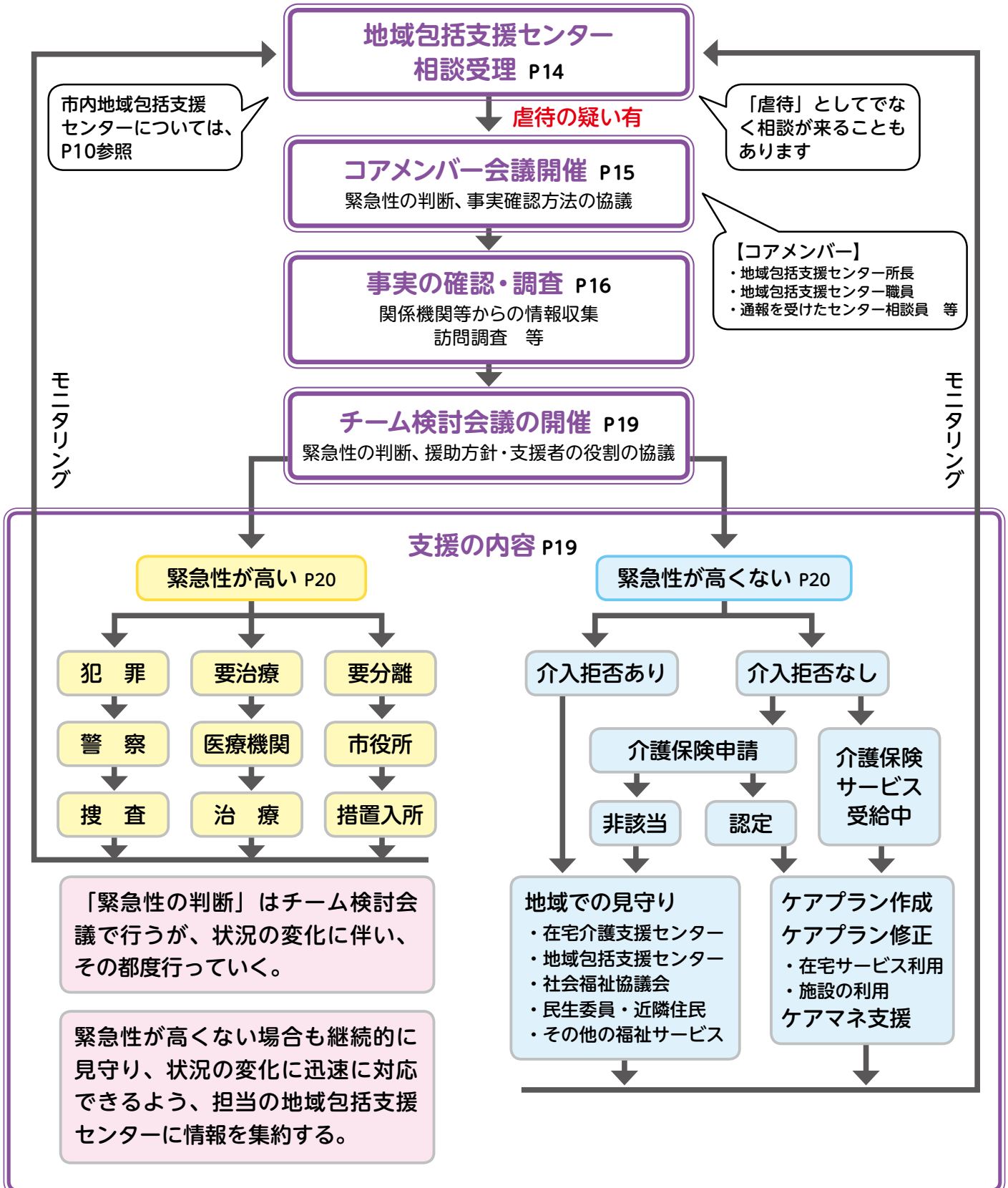
#### 【個人情報保護法第23条】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 （略）
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 （略）
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

# 4

## 養護者による 高齢者虐待対応の流れ



高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援については、市が第一義的な責任を持っています。

また、委託型地域包括支援センターには高齢者虐待対応に係わる業務が委託されており、市直営地域包括支援センターとともに、その相談窓口、対応の中心機関としての役割を担っています。

そして、保健・医療・福祉関係者は、高齢者虐待の早期発見や虐待を受けた高齢者の保護のための施策へ協力するよう努めることとなっています（法第5条第2項）。

### 【養護者からの不当な要求等への対応】

高齢者虐待対応の過程で、養護者から不当な要求や嫌がらせ、脅し等が市町村や地域包括支援センターに対して行われる場合があります。これらの対応に当たっては、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応が必要となります。

(例) 高齢者を養護者から分離保護した後、養護者が毎日数回にわたって担当課にきて抗議したり、電話等で「高齢者を返せ!」「訴えるぞ」といった内容の強い要求がある。

業務の支障となるばかりでなく、ときには不安を覚えるほどの脅しや罵声を受ける。

- 養護者から上記のような対応があった場合、高齢者虐待担当部署に窓口を一本化させ組織的に対応していくことが重要です。庁内の他部署や地域包括支援センターに養護者からの働きかけがあっても、高齢者虐待担当部署で対応することをあらかじめ周知・確認しておくことが重要です。
- 養護者の言動を整理し、窓口や連絡等における対応について管理者を含めた職員間で統一して決めておきます。不当要求に対する対応マニュアルがある場合には、それに従って対応することが必要です。
- 養護者に対しては複数人で対応し、毅然とした態度で臨むとともに、やりとりを記録に残しておく必要があります。できれば相手の了承を得て録音をすることも、交渉過程を証拠に残しておくという点で有効です。
- 対応方法については、弁護士や高齢者虐待対応専門職チームの助言を仰ぎ、整理していきます。
- 暴言や相談内容が終了してもいつまでも居座るような行為があれば、警察へ通報し協力を求めることとなります。
- 養護者に精神的疾患がある場合には、保健所等関係機関と連携し医療機関等にもつなげていくことを考えます。

# 5

## 対応のポイント

「4. 養護者による高齢者虐待対応の流れ」に沿って、対応のポイントを考えていきましょう。

### 相談受理

相談等を受けた窓口担当者においては、虐待の事実があるかどうかを判断することが困難なケースも想定されますが、虐待があるかもしれないという意識を持って相談者の声に耳を傾ける必要があります。なお、相談等を受けた職員等は、職務上知り得た事項であって、相談者を特定させるもの等を決して漏らしてはなりません（法第8条、第17条第2項および第3項）。



#### ■窓口職員の心構え

##### ①信頼関係を築く

###### ア. 信頼関係を築く

虐待への介入・継続的な対応をスムーズに行うには、高齢者や家族と信頼関係を築いていくことが大切です。そのためには、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことが重要です。

###### イ. 傾聴する

高齢者や家族のどんな小さな相談も傾聴し、家族と一緒に「どうすればよくなるか」を考えていくことが大切です。

##### ②相手への配慮

ア. 相手が話しやすいように配慮しながら、質問は最小限にして事実を確認していきます。

イ. 尋問のような印象を与えないように、相談者に十分に聴いてもらえたと思われる相談を心がけます。

ウ. たらいまわしにされたという印象を与えないよう、安易に他機関を紹介するのは控えたほうがよいでしょう。

#### ■相談受付票の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、高齢者虐待相談受付票に記入し、これに基づいて、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報等可能な限り詳細な情報を聞き取り、記録しておきます。

なお、高齢者虐待相談受付票は、地域包括支援センターにおいては統一した様式を使用することとし、変更の際は地域包括支援センター間で協議をし改訂します（相談受付票はP46参照）。

## コアメンバー会議

高齢者虐待に関する通報等では、緊急な対応が求められる事態も考えられます。そのため、受付票をもとに、担当部局管理職や担当課職員、地域包括支援センターの相談受理事等のコアメンバーによる会議を行い、緊急性の判断を行うとともに、高齢者や養護者、家族等の状況確認の方法、関係機関への確認や情報収集方法等への対応方針や職員の役割分担を行います。

相談受理事が委託型地域包括支援センター職員である場合には、当該地域包括支援センターにおいて緊急性の判断を行うとともに、市の担当部局に速やかに連絡します。

いずれも記録を行い、関係者間で共有できるようにしておきます。

### ■検討すべき事項

認知症に起因する被害妄想による通報等もあり得ることから、以下の点をよく検討します。

- 過去の通報や支援内容等に関する情報の確認
- 虐待の確認と判断……相談受理した内容から虐待が明確に判断できない場合には、高齢者の安全を確認するための調査を行います。
- 緊急性の判断……虐待の状況や高齢者の生命や身体への危険性等から、医療的措置や緊急の措置の必要性について判断します。
- 今後の担当者の決定…原則として複数体制とします。また、身体的虐待や介護や世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（看護師、保健師等）を加えることが有効です。
- 関係機関への確認や情報収集の方法、役割分担の方針
- 事実確認方法（介入方法や確認項目等）、役割分担の方針

### ■緊急性の判断

緊急性の判断については、この後の事実確認後等、ケースの状況に応じてその都度行いますが、その判断の際、「緊急性が高い」と判断できる状況は以下のような場合です。

#### 1. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- 骨折、頭蓋内出血、重症のやけど等の深刻な身体的外傷
- 極端な栄養不良、脱水症状
- 「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
- 器物（刃物等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2. 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある
  - 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
  - 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
3. 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
  - 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
  - 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
4. 高齢者本人が保護を求めている

厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待・擁護者支援の対応について」より

## ■緊急性の判断後の対応

### ①緊急性が高いと判断したとき

- 高齢者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合、早急に介入して事実の確認を行い、緊急性に変わりがなければ、可能な手段から適切なものを選択して対応します。
- 具体的には、老人福祉法の規定による措置入所、入院等が考えられます。
- 措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、多機関との調整等役割を分担し、対応します。
- 高齢者の安全の確認、保護を優先します。養護者等から事情を聴取し、措置入所や入院等に関して説明を行います。

### ②緊急性が低いと判断したとき

- 緊急性が低い場合や情報が不足する場合は、その後の事実確認方法や役割分担を行います。

## 事実の確認・調査

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります（法第9条第1項）。

相談内容について、事実を客観的に漏れなく把握することは、高齢者虐待対応協力者等が共通認識を持って、適切な対応策を検討していくために不可欠です。高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみでなく、高齢者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

## ■事実確認方法

事実の確認については、訪問面接による確認の他、市役所の他部局、介護支援専門員や介護保険サービス事業所、民生委員等当該高齢者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、高齢者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

虐待の事実を確認するには、できるだけ訪問して状況把握することが望ましいと考えます。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や高齢者本人にとっては抵抗感が大きいいため、訪問を拒否するケースも少なからずあると考えられます。一旦拒否された場合、その後の支援を受け入れなくなる恐れもあります。また、事前に得られた情報だけでは、訪問が受け入れられにくい（信頼関係が築きにくい）場合もあります。

このようなときは、高齢者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら情報収集を行ったり、サービス利用を勧める等の策を講じたりして、継続的に関わりながら徐々に信頼関係の構築を図ることが必要です。



## ■訪問調査を行う際の留意点

### ①信頼関係の構築を念頭に

高齢者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。高齢者本人の権利を護ること、そのために虐待の悪循環を断ち切ることが支援の目的であり、虐待者を責めることが目的ではありません。また、養護者を支援するという視点も重要となります。

### ア. 対象者と養護者は別々に事情を聞く

高齢者や養護者との面談は、他の家族が一緒だと話しづらいこともあるため、状況に応じて別々に話を聴くようにします。また、仕返しを恐れて話せないこともあるので、十分な配慮が必要です。

### イ. 「虐待」という言葉に注意

当事者やその家族との面談の場合、「虐待」という言葉を出すと、大抵の家族は抵抗を示し、その後の支援が難しくなることがありますので、介護等の周辺環境に関する話題から情報収集に努めます。周囲から情報を得ようとするときも、「虐待」という言葉は使わないほうがよいでしょう。

### ウ. 対象高齢者の意思確認

対象高齢者がこのまま在宅生活を続けたいのか、それとも施設に入所したいのか、本人の意思によって支援方法が変わってきます。高齢者の言動や表情からその意思を確認するよう努めます。高齢者が認知症等で意思確認が困難な場合には、他に協力してくれる親族等から意見を聴くようにします。

## ②複数の職員による訪問

客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、高齢者虐待では高齢者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し、支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

## ③医療職の立ち会い

相談内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときの確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問に立ち会うことが望まれます。

## ④プライバシーの配慮

高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように、以下のような配慮が必要です。

- ア. 身体状況の確認時……心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する等の配慮をします。
- イ. 養護者への聞き取り…第三者のいる場所では行わないようにします。
- ウ. 措置入所時……養護者不在時に高齢者の保護を行った場合は、保護の事実と法的根拠、趣旨、不服申立て手続きの教示及び連絡先等を明記した文章を分かりやすい場所に置いておきます。置く場所は第三者の目に触れないところにする等配慮をします。

## ⑤客観的・正確な情報収集

対象高齢者が認知症であったり、養護者が精神的に不安定になっていたりすることも想定されます。

片方のみの言い分を鵜呑みにすることは危険です。また、自分の価値観だけで判断せずに、必ず複数の職員により客観的、正確な情報収集に努めます。

## ⑥柔軟な調査技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり、虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として、養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。

一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合等には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（両方を同一の担当者で行うことは困難であり、場合によっては、対応者を分けることも考えられます）。

事実確認・調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に、柔軟に対応する必要があります。

## チーム検討会議

事実確認によって、高齢者本人や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（法第9条第1項）。

具体的には、相談を受けた各地域包括支援センターが、相談内容から必要と思われる関係者を招集し、チーム検討会議を開催します。会議で話し合った内容は、その都度記録を残しておきます。

### ■検討すべき事項

- ケースのアセスメント
- 緊急性の判断
- 援助方針
- 援助内容
- 関係機関の役割の明確化
- 連絡体制の確認
- 次回のチーム検討会議の開催時期の確認

## 支援の内容

### ■支援の概要

- ①被虐待者への支援：高齢者虐待の対応には大きく3つのパターンが考えられます。
  - ア. 高齢者が在宅サービスを利用しながら、虐待の軽減を図れるよう見守っていく。
  - イ. ショートステイ等の一時保護により高齢者と虐待者を一定期間引き離す。
  - ウ. 施設入所をすることによって、高齢者を虐待者から継続的に引き離す。
- ②養護者への支援
  - ア. 介護負担や介護ストレスを軽減する  
訪問介護、通所介護、ショートステイ、施設入所等のサービスを利用し、介護者の息抜きや余暇時間を作るほか、在宅サービスの活用を図ります。
  - イ. 他の家族からの介護協力を求める  
介護している人の精神的、身体的負担の軽減を図るため、他の家族や親族の理解や協力を求めます。
  - ウ. 経済的安定を図る  
必要に応じ、社会保障制度、経済面での他制度の活用を検討します。
  - エ. 医療及び心理ケアの提供を図る  
医療機関への相談、通院を勧めます。

- オ. 人間関係の回復を図る
- カ. 問題解決のための協力者（キーパーソン）を見つける
- キ. 介護技術について専門的知識を習得させる  
地域で実施されている介護実習の研修等に関する情報提供を行う他、介護教室の参加を勧めます。

### ■緊急性が高いと判断される場合の援助

※緊急性が高いと判断できる状況については、P15の「緊急性の判断」参照。

生命に関わるような危険性が生じている場合は、警察への連絡や救急車の依頼が必要になります。

基本的には、緊急性の有無の判断は、チーム検討会議等で検討し、個人で行うべきではありません。

緊急性が高く、すぐの分離が必要になる場合は、養護老人ホームへの措置や老人福祉法によるやむを得ない事由による措置等で緊急一時保護を行いながら、場合により成年後見制度の活用も検討します。養護老人ホームの措置の決定、やむを得ない事由による特別養護老人ホームの措置の事務は総合福祉課、成年後見制度市長申立は市直営地域包括支援センターで行います。

### ■緊急性が高くないと判断される場合の援助

#### ①介入拒否がある場合

本人あるいは家族による介入拒否がある場合は、地域包括支援センターの職員、生活保護ケースワーカー、民生委員、ケアマネジャー等の介護保険事業所による訪問活動で、必要なサービスを利用するよう働きかけます。サービスにつながるまでは、地域の方々の暖かい見守りや協力は必要です。

地域包括支援センターが中心となって、チーム検討会議でキーパーソンを決め、定期的に見守りを行い、連絡調整に努め、状況の変化に迅速に対応します。

#### ②介入拒否がない場合

介護保険サービスを利用している場合は、ケアマネジャーが中心となり、本人の病状等の進行がないか、介護者の介護負担は増していないか等の確認を行い、必要に応じてケアプランの変更、施設の利用等へつなげます。

### ■介入拒否がある場合について

訪問や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査（P22参照）を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる高齢者

の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず、立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

#### ①関わりのある関係機関からのアプローチ

当該高齢者が介護保険サービスを利用している場合、介護支援専門員や介護サービス事業所職員等から、養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できる等の情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

#### ②医療機関への一時入院

高齢者に外傷や疾病があったり、体力の低下等が疑われる場合には、医療機関に協力を仰いで、検査入院等の対応をとり、次の対応を検討することが良いときもあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援もやりやすくなる面もあります。

#### ③親族、知人、民生委員等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、民生委員等がいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や地域包括支援センター等へのつなぎをしてもらう等の方法も考えられます。

#### ④立入調査

高齢者の生命や身体に関わる事態が生じている恐れがあるにもかかわらず、上記に示すようなアプローチでは介入が困難な場合には、行政権限として認められている立入調査の実施を緊急的な対応措置として検討する必要があります。

#### 【介入拒否時の対応のポイント】

##### 1. 本人や家族の思いを理解・受容する

- 家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解・受容する。家族を追い込まないようにする
- 「虐待者＝加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について傾聴し、共感の姿勢を示す
- 信頼関係を構築し、何でも話しやすい関係性に結び付ける

##### 2. 他の目的を設定して介入

- 虐待のことで介入すると悟られないよう、名目として違う目的を設定し介入する

##### 3. 訪問や声かけによる関係づくり

- 定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由等で訪問したり声かけを行う
- 訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長く関わることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報が聞けることがある

4. 家族の困っていることから、段階を踏みながら少しずつ対応の幅を広げる
  - いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから対応していく
  - 家族が困っているときに介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効
5. 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築
  - 本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族の中から探し、その協力を得て援助を展開する
6. 主たる支援者の見極め
  - 主たる支援者と、本人・虐待者の相性が良くない等の場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったり等の方策をとることも考える
  - 高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る
7. 緊急性が高い場合は法的根拠により保護
  - 緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う

厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待・擁護者支援の対応について」より

## ■立入調査

### ①法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、市は、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（法第11条）。市は、立入調査の際に必要なに応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（法第12条）。また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（法第30条）。

### ②立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえ、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がないため、これができるとは解されていません。

立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、予め立入調査を執行するための準備（例えば管理人に合いカギを借りる、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実にあけてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

### ③立入調査の要否の判断

関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介して養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法では介入できず、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討します。

#### 【立入調査が必要と判断される状況の例】

- 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時
- 過去に虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせない等、非協力的な態度に終始しているとき
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れて帰り、屋内に引きこもっているようなとき
- 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき

# 6

## 高齢者の権利をまもるために利用できる制度

### ■成年後見制度

認知症等で判断能力が不十分な方々の権利擁護のため、財産管理や身上監護を後見人等が行う制度です。法定後見の申立人は本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等です。

身寄りがなかったり、虐待を受ける等親族からの申立てが期待できない場合は、親族調査等を行い、本人等に代わってむつ市長が申立てを行うことができます。申立費用については申立人であるむつ市が負担をしますが、本人の負担能力に応じて申立費用を求償する場合があります。

また、申立費用や後見人等に支払う報酬については、本人の負担能力により、成年後見制度利用支援事業による助成が可能となる場合があります。

お問い合わせ	住 所	電話番号
青森家庭裁判所むつ出張所	むつ市中央一丁目1番5号	0175-22-2712
むつ市地域包括支援センター	むつ市中央一丁目8番1号	0175-22-1111
むつ市成年後見センター	むつ市中央一丁目8番1号	0175-33-3023

### ■日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

認知症や知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々を対象として、自立した地域生活をおくれるよう、福祉サービス利用支援（相談、手続き等）、日常的な金銭管理、通帳・証書等の預かりサービス等の援助を提供します。実施主体は青森県社会福祉協議会で、相談窓口はむつ市社会福祉協議会となります。

お問い合わせ	住 所	電話番号
むつ市社会福祉協議会	むつ市中央一丁目8番1号	0175-33-3023

### ■やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由（本人が家族等の虐待または無視を受けている場合、認知症その他の事由により意思決定能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合）により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して、老人福祉法の規定により市町村が必要な介護サービスを提供する制度です。これは、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、原則は高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能です。費用については、高齢者又は扶養義務者から、支払い能力に応じて市が徴収します。

- 措置の内容 ①訪問介護、②通所介護、③短期入所生活介護、④小規模多機能型居宅介護  
⑤認知症対応型共同生活介護、⑥介護老人福祉施設、⑦複合型サービス

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ市総合福祉課	むつ市中央一丁目8番1号	0175-22-1111

## ■その他の制度

### ①精神保健福祉法

都道府県知事は、家族からの申請や警察官からの通報があった場合には、自傷他害の恐れのある精神障害者又はその疑いがある者に対して医師の診察や必要な保護を行うことになっています。

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ保健所	むつ市中央一丁目3番33号	0175-31-1388

### ②警察官職務執行法

警察官は、認知症等で適当な保護を伴わず、応急の救護を要する者を発見したときは、とりあえず警察署や病院等に保護することになっています。

お問い合わせ	住 所	連絡先
むつ警察署	むつ市中央一丁目19番1号	0175-22-1321

### Q：養護者に高齢者の居場所を知られないようにするためには

A：住民基本台帳法第12条1項では、「住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる。」としていますが、同時に、「市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる」と規定しています（第12条第6項）。

この条項については限定的に解釈すべきであるとの見解もありますが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の場合と同様に取り扱うことが可能です。これらを制限する規定を設けている市町村もあります。

そのような規定を設けている市町村では、高齢者への影響を避けるために居所を秘匿したり面会制限をする必要がある場合には、市町村に申請して住民票の閲覧・交付等を制限することが可能です。

## 7

# 養介護施設従事者等による 高齢者虐待

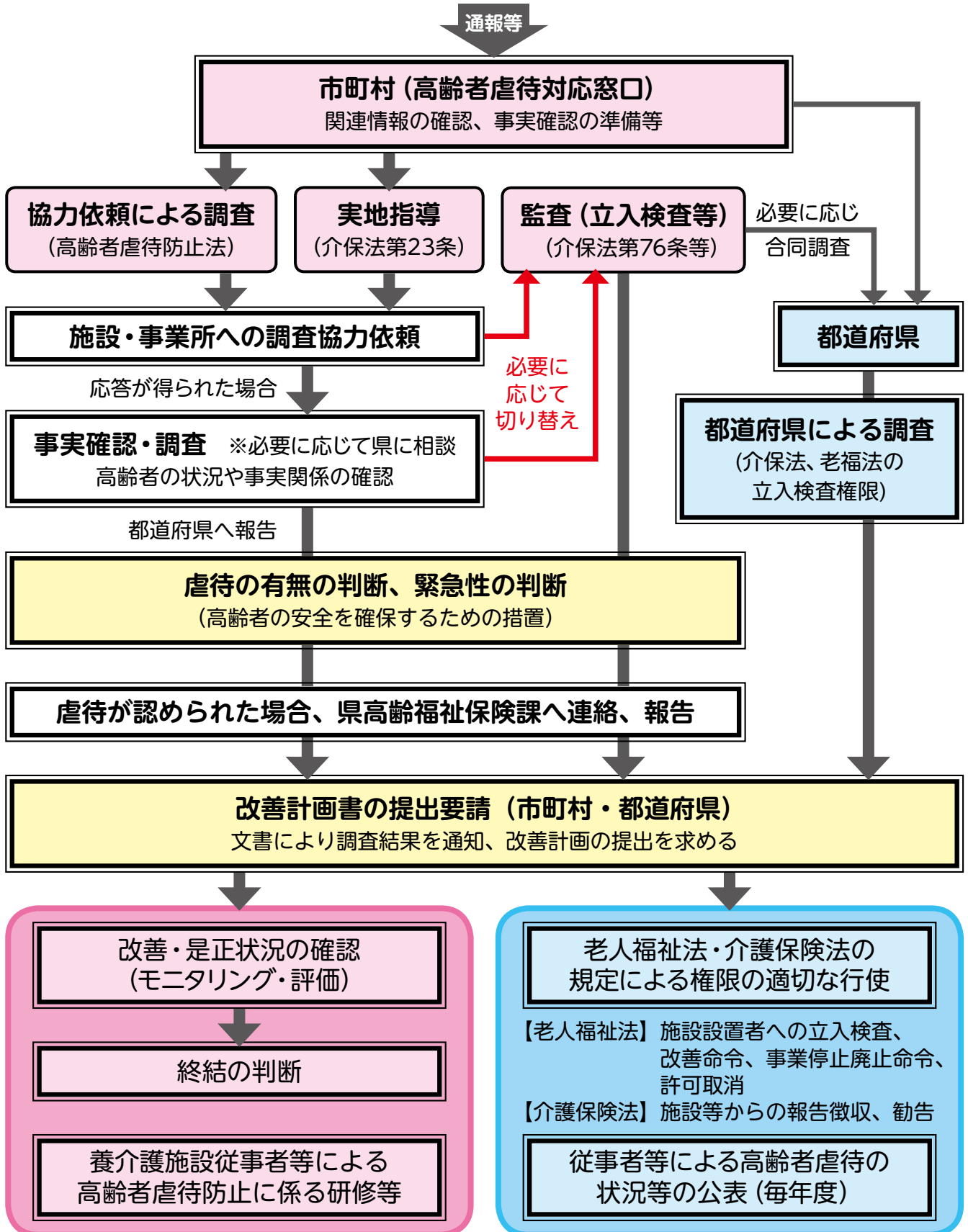
法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待の防止についても規定されています（法第2条、第20～26条）。

法に規定されている「養介護施設従事者等」の範囲はP1に示すとおりです。  
虐待への対応にあたっての施設従事者等及び市の役割は以下のとおりです。

関係者	役割
施設設置者・事業者	<b>【法第20条】</b> ・従事者等への研修の実施 ・苦情処理体制の整備 ・その他高齢者虐待防止のための措置
養介護施設従事者等	<b>【法第21条】</b> ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（義務）
養介護施設従事者以外の者	<b>【法第21条】</b> ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報 ①高齢者の生命または身体に重要な危険が生じている場合（義務） ②①以外の場合（努力義務）
市	<b>【法第21条】</b> ・第18条に規定する対応部局・窓口の周知 <b>【法第22条】</b> ・通報事項の県への報告 <b>【法第24条】</b> ・老人福祉法または介護保険法による権限の適切な行使



養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム



## 通報等による不利益取扱いの禁止

法第21条第6項では、「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない」（養介護者による高齢者虐待についても同様）とあり、法第21条第7項では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と規定されています。

## 事実の確認・県への報告

事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。

通報が明らかな虚偽であると判断される場合を除き、正確に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極めます。

こうした事実確認等は、通報等を受けた場合に市町村が当然行うべき責務として行われるものであり、基本的には、介護保険法に規定する市町村長による調査権限（P32参照）に基づくものというよりも、まず当該施設・事業所の任意の協力のもとに行われるものです。

なお、養介護施設等において第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

市が行う事実確認により、養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された場合、市から県に報告します。寄せられる情報には、苦情や過失による事故等、虐待以外の事例も含まれる場合もあるので、県への報告は、養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告することを基本とします。しかし、養介護施設・養介護事業所が調査に協力しない場合や悪質なケース等、迅速な権限発動が必要と考えられる場合には、市は随時県に報告します。

### ■都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ①虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村が行った対応
- ⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

## 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛り付ける等身体を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供にあたっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯があります。しかし、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下等高齢者の身体的機能をも奪ってしまう危険性があります。

高齢者が、不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

### 【身体拘束の具体例】

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合等、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

【緊急やむを得ない場合の3要件】（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間等を高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### ■管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、養介護施設・養介護事業所において、定期的にケアの技術向上や高齢者虐待に関する研修等を実施し、職員の意識を高めることが重要です。また、実際にケアにあたる職員のみでなく、管理職等を含めた事業所全体での取り組みが重要です。

### ■個別ケアの推進

養介護施設には数多くの高齢者が生活しているため、業務をこなすためには流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況があり、このような中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生していると考えられます。

養介護施設には、入所している高齢者が尊厳を保ち自分らしく生活できる環境をつくることが求められており、高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

## ■情報公開

養介護施設は、外部からの目が届きにくい面がありますが、地域の住民やボランティア等多くの人が施設に関わることは職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

## ■苦情処理体制

法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（法第20条）。

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を設置する等苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に相談窓口の周知を図り、苦情処理の取組を効果的なものとしていくことが求められています。

## ■高齢者虐待防止の推進

令和3年度介護報酬改正において、全ての介護サービス事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。（※3年の経過措置期間を設ける。）

### ○運営基準（省令）に以下を規定

- ・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
  - －虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
  - －虐待の防止のための指針を整備すること
  - －従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
  - －上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 老人福祉法・介護保険法による権限規定

### ■文書の提出等

介護保険法	第23条	市町村長	居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会
	第24条	都道府県知事	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関する報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問

### ■報告徴収・立入検査等

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴収・立入検査等
	第29条第7項	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等

介護保険法	第76条	都道府県知事 市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第83条	都道府県知事 市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第90条	都道府県知事 市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第100条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の7	都道府県知事 市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の27	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入検査等

### ■勧告・公表・改善命令

老人福祉法	第18条の2第1項	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令
	第29条第11項	都道府県知事	有料老人ホーム設置者に対する改善命令

介護保険法	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第91条の2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第103条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令

■指定取消・指定の効力停止

老人福祉法	第18条の2 第2項	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消

介護保険法	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第78条の10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第92条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第104条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第115条の9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第115条の29	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止

# 8

# むつ市の高齢者虐待に対する取り組み

## ■むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会

発生した虐待問題に対応し幅広い視点から支援していくためには、ネットワークを最大限に活かして取り組むことが重要となります。

むつ市においては、平成20年に、保健医療福祉関係者、法律関係者、民生委員等で構成する「むつ市高齢者権利擁護ネットワーク委員会」を立ち上げ、市内で発生する高齢者虐待の対応について協議を行っていました。そして、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成25年度からは、当委員会を「むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会」に改め、高齢者虐待に加え、障害者虐待についても協議を行っています。

## ■啓発活動

むつ市で発生する高齢者虐待の相談は増加しており、早期発見のため、また虐待を防止するための虐待予防の取り組みが重要となっています。

市民向けの出前講座等を活用した「高齢者虐待防止」の啓発活動を実施し、前述の連携協議会にて作成した高齢者虐待防止リーフレットを使用しているの広報を実施しています。

**みんなで防ごう! 高齢者虐待**

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。平成18年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。この法律では、次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

家族など養護者（介護者）から	介護施設などの従事者から
<b>身体的虐待</b> 例：殴る、つねる、やけど・打撲させる、ベッドに縛りつけるなど身体拘束、抑留する	<b>心理的虐待</b> 例：怒罵る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する
<b>性的虐待</b> 例：排泄の失敗に対し、罰として下半身を裸にして放置する	<b>経済的虐待</b> 例：生活費を隠さない、使わせない、本人の自宅などを無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する
<b>介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）</b> 例：食事を入れない、オムツを交換しない、ゴミを放置して劣悪な住環境で生活させる、必要な介護サービスを理由なく利用させない	

むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会

**「介護を抱え込まないで」地域ぐるみで高齢者虐待を防ぎましょう**

介護の負担を軽くしましょう

- 専門家に相談する  
介護の苦勞を抱え込むのは、大きなストレスになります。医師やケアマネジャー、お近くの在宅介護支援センターなどに相談しましょう。
- 介護保険サービスなどを利用する  
サービスを利用することで、日頃の介護負担を軽くしましょう。

介護者自身のリフレッシュ

- ストレスをためない  
介護者の苦勞は大変なものです。周囲の協力を得たり、相談サービスを利用してストレスをためないことが必要です。
- 仲間づくりや介護教室、家族の会などの参加  
介護者や関係者が認知症高齢者の理解を深めたり、苦勞的な対処方法を学ぶことなど、介護者の負担を軽くする活動があります。

地域で支え合いましょう

- 助け合いの輪を広げよう  
必要が高齢者がいる家族を孤立させないよう、声かけなどをお願いします。
- 声を聞かせてあげよう  
声を聞いている人がいたら、苦勞をねぎらい、専門家へ相談を促すなど、地域で認知症という病気、自分や家族が認知症になっていくのではないか、という不安を軽減してあげよう。

認知症サポーター養成講座  
市、銀行、学校などで、認知症を学んでもらう「認知症サポーター養成講座」についての情報は、市高齢者福祉課（22-1111）まで。

## 9

## 高齢者に関する相談窓口

高齢者虐待の疑いがあった場合、それ以外の場合でも、高齢者に関して相談をする窓口として、地域包括支援センター以外にも以下のような機関があります。

## ①在宅介護支援センター（地域包括支援センターの協力機関）

お問い合わせ	住 所	電話番号
村中在宅介護支援センター	むつ市新町10番46号	0175-33-8020
在宅介護支援センター桜木	むつ市中央二丁目23番1号	0175-23-3560
みちのく在宅介護支援センター	むつ市大字城ヶ沢字砂川目3番地43	0175-23-7070
ニチイケアむつ在宅介護支援センター	むつ市大字関根字北関根205番地4	0175-45-1531
恵光園在宅介護支援センター	むつ市大字奥内字竹立11番地3	0175-26-2681
在宅介護支援センターかわうち	むつ市川内町獅子畑128番地4	0175-31-2555
延寿園在宅介護支援センター	むつ市大畑町観音堂25番地1	0175-34-4477
いこいの里在宅介護支援センター	むつ市脇野沢渡向73番地1	0175-44-2690

## ②居宅介護支援事業所

お問い合わせ	住 所	電話番号
むつ市ホームヘルパーステーション	むつ市中央一丁目8番1号	0175-23-9119
みちのく金谷ケアプランセンター	むつ市金谷二丁目20番2号	0175-31-1799
みちのくケアプランセンター	むつ市十二林11番13号	0175-23-7070
公済会居宅介護支援事業所やまびこ	むつ市小川町一丁目1番5号	0175-23-7228
えむのケアマネさん	むつ市小川町一丁目1番12号	080-4810-8031
居宅介護支援事業所しもきた	むつ市大湊新町30番10号	0175-34-1447
居宅介護支援事業所たなぶ	むつ市横迎町二丁目16番7号	0175-31-1637
むらなか居宅介護支援事業所	むつ市新町10番46号	0175-33-8020
株式会社ケアライフ青森むつ営業所	むつ市新町37番7号	0175-33-8150
ケアプランニングアイランド	むつ市大湊新町9番43号	0175-31-0890
むつリハビリテーション病院居宅介護支援センター	むつ市桜木町13番1号	0175-24-1211
恵光園サポートセンター中央	むつ市中央一丁目5番3号	0175-34-1215
ニチイケアセンターむつ	むつ市大字関根字北関根205番地4	0175-45-1531

## ②居宅介護支援事業所（続き）

お問い合わせ	住 所	電話番号
延寿園在宅介護支援センター	むつ市大畑町観音堂25番地1	0175-34-4477
いわや介護相談所	むつ市大畑町中島78番地52	0175-31-0760
株式会社ケアライフ青森大畑営業所	むつ市大畑町中島102番地1	0175-45-3600
在宅介護支援センターかわうち	むつ市川内町獅子畑128番地4	0175-31-2555
いこいの里在宅介護支援センター	むつ市脇野沢渡向73番地1	0175-44-2690

## ③市役所各庁舎

お問い合わせ	住 所	電話番号
川内庁舎市民生活課	むつ市川内町川内477番地	0175-42-2111
大畑庁舎市民生活課	むつ市大畑町中島108番地5	0175-34-2111
脇野沢庁舎総合課	むつ市脇野沢渡向107番地1	0175-44-2111

## ④警察、消防、裁判所、保健所

お問い合わせ	住 所	電話番号
むつ警察署	むつ市中央一丁目19番1号	0175-22-1321
むつ消防署	むつ市小川町二丁目14番1号	0175-22-1680
青森家庭裁判所 むつ出張所	むつ市中央一丁目1番5号	0175-22-2712
むつ保健所	むつ市中央一丁目3番33号	0175-31-1388



## ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成十七年十一月九日法律第二百二十四号〕

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

**第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

**第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

**第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

**第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

**第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

**第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又

は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

**第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

**第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

**第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

## (面会の制限)

**第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

## (養護者の支援)

**第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

## (専門的に従事する職員の確保)

**第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

## (連携協力体制)

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

## (事務の委託)

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## (周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

## (都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

(調査研究)

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号

〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号

〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定公布の日二～五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第三百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

**第四条** この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日  
〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## ■相談受付票（地域包括支援センター使用様式）

### 相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者:	所属機関:
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他( )
	住所または 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居)続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他( )	

#### 【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異				
	電話:	その他連絡先:			(続柄: )
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院( ) <input type="checkbox"/> 施設( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援( ) <input type="checkbox"/> 要介護( ) <input type="checkbox"/> 申請中( 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定				
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし		介護支援専門員	
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし		居宅介護支援事業所	
主疾患	疾患名( ) 通院先( ) 頻度( )				
身体状況	<input type="checkbox"/> ADL	<input type="checkbox"/> IADL	障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(等級: 種別: )	
経済状況	<input type="checkbox"/> 年金	<input type="checkbox"/> 収入	生活保護受給 ( <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり)		

#### 【本人の意向等】 ※生活歴、キーパーソン、関係機関等わかる範囲で書き込む

#### 【世帯構成】

家族状況(ジェノグラム)

#### 【介護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他( )	
	<input type="checkbox"/> 同上	
	電話番号	職業
その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	<input type="checkbox"/> 誰から <input type="checkbox"/> いつから <input type="checkbox"/> 頻度は <input type="checkbox"/> 時間帯は <input type="checkbox"/> きっかけ <input type="checkbox"/> どんなふうに
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や鳴き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金等お金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度( ) <hr/> <input type="checkbox"/> その他(具体的内容を記載)
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や鳴き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者( )から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了: <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名: ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 相談継続: <input type="checkbox"/> 権利擁護対応(虐待対応を除く) <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 <input type="checkbox"/> その他( ) 備考( )
---

---

# むつ市 高齢者虐待対応の手引き

---

**\*作成者\***

むつ市高齢者・障害者虐待防止等連携協議会

**\*発行日\***

令和6年10月

**\*お問い合わせ先\***

むつ市健康福祉部介護保険課地域包括支援センター

電話:0175-22-1111

---